

第二十八回国 参議院法務委員会會議録第三十三号

昭和三十三年四月二十二日(火曜日)午前十時三十六分開会

委員の異動

本日委員小幡治和君、前田佳都男君、大和与一君、高田なほ子君及び榛繁夫君、井上知治、赤松常子君、清澤俊英君及び山口重彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青山 正一君

理事 大川 光三君 一松 定吉君 棚橋 小虎君 宮城タマヨ君 委員 秋山俊一郎君 雨森 常夫君 大谷 豊潤君 小林 英三君 佐野 廣君 安井 謙君 赤松 常子君 亀田 得治君 後藤 文夫君 辻 武壽君

國務大臣 法務大臣 唐澤 俊樹君 政府委員 警察庁長官 石井 榮三君 警察庁刑事局長 中川 董治君 警察庁警備局長 山口 喜雄君

法務政務次官 横川 信夫君 法務省刑事局長 竹内 壽平君 事務局側 常任委員 西村 高兄君 会専門員

本日の會議に付した案件 ○刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○証人等の被害についての給付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青山正一君) 本日の委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。二十二日付、小幡治和君、前田佳都男君、井上知治君、赤松常子君、高田なほ子君、清澤俊英君、大和与一君、榛繁夫君、山口重彦君の異動がございまして、委員の構成は以上であります。

○委員長(青山正一君) これより刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、証人等の被害についての給付に関する法律案を一括して議題といたします。

三案全部について保留された事項等について、質疑を行います。御質疑の方は、御発言願います。

○亀田得治君 刑事訴訟法の八十九条の五号の問題についてまずお伺いしておきますが、従来「充分な理由」と

いうふうになってきたために、検察官自身が五号をあまり利用したからない。そうして四号などで裁判所に対して意見を出すようになったようなことなどが相当であったのではないかと。やはり五号そのものももっと取っ組んで「充分な理由」をやはり疎明するように努力するということの方が相応な気がして居るんじゃないかというふうな気持ちもしておりますが、ともかくこの前の昭和二十八年の法律改正で、八十九条第五号というものが付加されたわけですが、まあそのときに「充分な理由」か「相当な理由」かというふうな意味で、相当議論をやったわけですね。しかし、議論をした結果、権利保釈の制度を危くしてはいけません。そういうふうな観点もございまして、そういうふうな「充分な理由」を検討の結果、そういうふうになつたわけですが、それをまあ今五年間ぐらいの経験ですぐ改めるといふには、やはりよほどの理由がないと私はいけません。そうしなければどうしてもまかなえないというふうな事情ですね。で幸い今度は刑法の改正がございまして、いわゆるお札参りというものは処罰されるわけですが、そういう処罰規定も設けられるわけですね、あるいはもう一つは、この刑事訴訟法の九十三条の三項ですね、保釈条件をいろいろ裁判がきめる、そういうふうなことにしても、これは裁判所がきめることですが、これは裁判所がきめるかと思つて、そういう

うものを出すようにして、そうして適当な保釈条件をつけておけば、やはりその条件に拘束されて、条件違反の場合には、すぐ取り消されるというふうな心配もあるから、行動も慎しむというふうなこともなるでしょうし、ともかく、ほかのいろいろ条文等も活用しますれば、すぐこの改正をしなくても、何とかまかなえるのではないかと、もう少しそういう立場で努力してみてもいいのではないかと、この辺の経験というふうな感じが持っています。しかし、まあその辺の経験というふうな感じが、これは検察官自体でないと、なかなかわからぬ点もあるでしょうが、ともかくこういう改正規定がございまして、検察官がそれを安易に使う、また、裁判所もそれに引きずられるということになりますと、ともかく原則として、取調べは任意捜査が原則だという大原則がやはり大きくくずれていく、一つ一つの事案そのものには、こういうふうな改正されたためによつたという点もあるでしょうが、全体として、任意捜査が強制捜査かという点の考え方が、非常に変わっていくおそれがあるわけですね。その辺のことをどういふふうにお考えになっておるか、やむを得ずやるのであって、そういう権利保釈の制度そのものを、根本的に動揺させるようなこととは、もちろん考えていないのかどうか、その辺のところを一つ承つておきたいと思つておきます。

○政府委員(竹内壽平君) 八十九条の五号の関係につきまして、ただいまお言葉にもございましたように、この規定をさらに強化することによりまして、権利保釈の制度の一つの制限を加えることに相なりますので、この点、法制審議会の席上におきましても、弁護士側から、まあこのこと自体は悪くはないことであるけれども、このことが、ひいては権利保釈制度を、あしたに一城、ゆうべに一城というふうな、掘をうずめていって、最後にはその権利保釈制度そのものを否定し去るような結果になることをおそれるんだという御議論もございました。その点は、私どもも意のあるところはよくわかるのでございまして、政府当局として、この権利保釈の事由を拡大することによつて、保釈制度そのものを否定し去らうなどという考えは、むしろ持つておりませんし、それからまた、この条件を逐次強化することによつて、この運用が狭められていくというふうなことは、私どもも十分配慮いたしております。ことに御指摘のように、この五号は、昭和二十八年に改正になったあと、新たに設けられた規定でございまして、この規定のほかに、もう一つ制限規定を設けようというのではないのでございまして、せっかく二十八年に設けられたこの規定の運用状況を見ますると「充分な理由」としてありますから、ほとんど目的を果さない、動かないというものがこの現状でございまして、検察がこの規定を活用しないんじゃないかという御懸念でございまして、こ

これはもう五号はずいぶん主張をし、陳明もしたのでございますが、もともと現在拘留されております者が保釈をされたならば、お札参りをするであろうということの十分な理由を証明するということとは、これはもうなかなかむずかしいこととございます。お札参りもどもが想像いたしますのに、獄中から自分に対する手紙が何かによりまして、お札参りをするというようなことがうかがわれるという、何か特殊な偶然な機会でもない限り、この「充分な理由」ということは疎明し得ない、客観的な被告人の経歴だとか、今取調べを受けようとしておる罪質だとか、子分との関係、今までの暴力に関する前歴、こういったようなものを証明しただけでは、これは「相当な理由」には当るかもしれないが「充分な理由」には当らないというふうにはねられておるのでございまして、その点がほとんど実用できないというところに、捜査官、特に検察官の悩みがあるわけでございます。しこうして、それでは、そうして釈放になりました者がお札参りをしていないかという、また、現実の問題として、お札参りがあるのでございます。で、そのお札参りの煩にたえないというようなところが、結局人権の、この権利保釈の制度と暴力との板ばさみに立ちまわして、法制審議会の刑事法部会におきましても、その点で議論をいたしました結果、結局被告人の人権の保障もさることであるけれども、暴力事犯の被告人が、検挙後、間もなく保釈出所して、そのために善良な一般市民が不安を抱いて、特に被害者その他事件の審判に必要な知識を有する者が、後難をおそれて、証人と

して出頭または供述することをちゅうちよするといふ実情にあることは、これはもう刑事司法の目的達成という観点から見て、ゆゆしい問題であり、社会一般の世論も、暴力事犯の被告人の権利保釈を制限することを強く望んでおるといふ趣旨の意見も出ましまして、結局これは「充分な理由」を「相当な理由」に改めても、この規定の活用をはかるべきであるという結論に相なったのでございまして、同時に、御注意を喚起いたしておきたいことは、この「充分な理由」と「相当な理由」の差異でございますが、緊急逮捕のあった場合におきましては、御承知のように、十分な理由を疎明しなければなりません、通常逮捕の場合においては、相当な理由でもいけれども、「相当な理由」と「充分な理由」の差異は、結局程度の差であるというふうに見て、「充分な理由」を幅を広げていって、「相当な理由」に近づけるというふうな運用が、もし裁判所側において行われますならば、これはゆゆしき問題であつて、両者の間の確な線を引くということ、なかなかむずかしいのであります、なかむずかしいのであります、運用してはならぬという、この趣旨からいたしますと、やはりこのところも「相当な理由」に改めましても、「相当」と「充分」の区別をはっきりとして置くということが、刑事訴訟法上必要であるというまた見方もありまして、結局これは権利保釈の制度をくずす趣旨でないということと、それから今申しましたような、実際上の必要という点、それから「充分」と「相当」との解釈に明確な線を引いて考えていくという、この三点に重きを置き

まして、改正が相当であるというような意見にもなつたような次第でございます、今御懸念のような点は、万々ないというふうな私どもは確信いたしておるのでございます。

○龜田得治君 まあ提案者の立場は一応了解しますが、ともかくこういう改正を提案しようというふうにお考えになつたその範囲から逸脱しないようないつ運用を、ぜひこれは気をつけてお願いしたいと思つておる。

それから、次に被告人退廷の問題であります、この点に関して二つだけ大事な点としてお聞きしておきます、一つは、憲法三十七条の二項との関係、これは一つ自信を持って憲法違反ではないかというふうにお答え願えるかどうか、お答え願えるとしたら、その根拠はどういうふうにお立てになつておるのか、確かめておきたいと思つておる。

○政府委員(竹内壽平君) この点が憲法三十七条第二項に、十分な機会を与えるという、この「充分」というものに、果して被告人を退廷させて、証人尋問をします場合にどうか、証人尋問をいたしたのでございまして、責任をもち、答えられるかという点につきましても、法制審議会の意見もよく聞きました上のお答えをいたしまして、責任をもち、これは憲法違反にならないというふうな解釈をいたしておるのでございます。で、その理由をいたしますのは、十分な機会を与えられたら、十分な機会とございまして、十分な機会という点でございまして、十分な機会と、被告人を退廷せしめて、その不在の間に証人尋問をするのでございまして、その意味にお

いては十分とは言えないかもしれませんが、現刑事訴訟法のもとにおきましては、被告人の弁護人というものが、ほとんど被告人の全利益を代表してその席におるものでございまして、その弁護人が在廷しておることが、まず第一の理由として、そういう場合だけに限つて退廷をさせることができることといたしておる点が第一点、それから証人尋問の終わった後、さらに被告人に尋問の要旨を告げまして、さらに尋問の機会を与える。最後にこの尋問の機会を与えるということがこの規定のもとに保障されておる。こういう点からいまして、憲法違反にはならないと思つておる。

なお、先般も申し上げましたように、この点に関する判例は、そういう意味から申しますならば、被告人がいなくて、証人尋問をすることがありまして、被告人の場合には、被告人の面前でなく、証人尋問をすることも、決して憲法第三十七条二項に違反するものでない趣旨の判例を示しております。この判例は幾つかございまして、ございまして、まあその判例等から申しますと、本法の規定はもと憲法の趣旨をくんだ規定でございまして、判例の趣旨といひ、この規定の組み立て方といひ、そのいずれの点から見ましても、憲法違反の御懸念はさらにならぬものと確信いたしております。

○龜田得治君 憲法違反の御懸念がさらにならぬとおっしゃるわけですが、これはまあ私は相当あると思つておる。第二点としてお聞きしたいと思つておるの、果してこういうやり方で必ず真相がつかめるのかどうか。まあつ

かめる場合もあるが、つかめない場合もあるのではないかと疑問を持つておるのです。いい場合もあるし、悪い場合もある。いい場合は憲法違反にならぬでしょう。まあその問題はちよつとおきませんが、ともかく十分な機会を与えるという立場から見ても、実際の法廷の状況ということを描いて考えますと、なるほど、従来の判例があるからよろしいのだとかというふうなことは、必ずしも私は、なかなか言えない点があるかと思つておる。そういう立場から、実際上の問題をちよつとお聞きしたいのですが、真相が果してつかめるのかどうかですね。

○政府委員(竹内壽平君) その点がきわめて大事な点でございます。形式的には、私どもは先ほど申し上げましたように、憲法違反にならぬと確信いたしておりますが、それでは実質的に、こういう制度を設けることが裁判に貢献するかどうかという点でございまして、御承知のように、ただいまの裁判は公判中心主義と申しますか、直接審理主義と申しますか、とにかく被告人のいないところで作つた検事調書のよきなものは、一定の条件のもとにおいてのみ証拠に供し得るのであつて、原則として公判廷で直接尋問によつて証拠を検出するというのが建前でございます。ところが公判廷において証人が威圧を感じて思うように述べられない、あるいは供述に、心にもない供述をしておるといふことがわかりますれば、刑事訴訟法第三百二十一条二項の規定によりまして、検事調書がその場合に出し得るのでございまして、そうしてもしその裁判が、検事調書によつて裁判をされるというふうなこと

になりすすならば、憲法三十七條二項の趣旨からは遠くなくなっていくのでありまして、できるだけ公判において証言が利用されるという形をとるのが、私は新刑事訴訟法の趣旨であろうと思うのでございます。ただ、今のような状態で、威圧を感じて、おろおろして十分言えないというような状況を放任しておきます限りは、どうしても被告人のいないところで作られた調書をどうしても裁判資料によけい出さなければならぬという結果になるのでございまして、そういう面から申しますと、ま

しょう。そういうことじゃなしに、やはり相当困難があつても、証人にしゃべってもらうように、裁判長が訴訟指揮を上手にやる。それがやはり大事なことだ。むずかしいことですよ。しかし、むずかしいことだが、私はそういうことのできない人は、大体裁判長というものに適しないと思うのですよ。そこが大事なところなんです。そういうして多少言い放つておつてもその言い放る片言隻句の中から、やはりこの真相をむしろつかんで、両者の関係と

をやつつけてやるうと思つても、そんなことはそれこそ言い放つてできない。その方がまたうまみがあつていいわけだ。だから、この被告人と証人というものはこれはもう一体のものであつて、裁判としては、もう被告人を裁判しておるのに、本人に重大な証言があるときに本人がおらない、こんなことは、まるで的のないところで何かわいわいほかのものが騒いでおるような感じで、漫画みたいなもので、言つてみれば、私はどういふことがあつても、この現在の刑事訴訟法の建前から言ふならば、被告人、証人というものは一つの場において、そうして裁判長の前で、対決していいので、場合によつては、対決なら対決、そこを上手にやつていくのが裁判官の役目であつて、こんな規定を設けたら、めんどろくさいと思つて、裁判官はじきに被告人を退廷させるようなことをする、はなはだ私はまずいかならぬと思つて、さういふ規定は、それともう一つ心配になるのは、先ほどの御説明では、退廷させて、さうしてあとから入つてきたら、その証人がどういふことを言つたかということ

い、微妙な事実関係になれば。だから、弁護人がいたつて、ほんとうにこんなものは代理にもならないですよ。そういう場合の弁護人は、主としてやはり法律問題について被告人をかばつていくというところになるのであつて、これはあなたも御異議ないところだと思ふ。だから、弁護人がおるから十分だとはおつしやるわけではないでしようが、これはやはりはなはだ欠ける。それともう一つは、要旨を告げて、聞きたいことがあれば言いなさいと言つて言ふけれども、証人が言つたことを裁判長が繰り返して言えるものじゃないですよ。ことに長い微妙な証言なんかになったら、そんなことはどうも言えないものじゃない。言うたつてそのニュアンスが非常に大事なのですから、だからその要旨の告げ方が悪ければ、今度弁護人から、それはさつき

余地があるのじゃないか。もう少し、もう二、三年でも、もう少し研究をして、その上でやつても別に今の裁判が動かぬというわけじゃないわけですかね、と思ふんですが。まあ大体定員がおそろいになつて、もう採決に入る時間ですよ。ですからやめますが、まあ、一つその辺のところをさつぱらんにお答え願ひたいと思ふんです。
○政府委員(竹内義平君) ただいま田委員から、運用の問題についていろいろ御意見がございました。運用の問題につきましても、仰せの通り、私も可能な限り、被告人の面前において証人尋問が行われることが望ましいのでございます。で、それでもないおかつどうにもしようがないというような場合の一つの制度として考えます場合には、こういう制度を置いておく必要があるうといふふうに考へるのでございまして、運用につきましても、全く御意見の通りでございます。また、その運用において、やすきに流れるようなことがありましては、これは裁判官として困ることなのでございます。その点は、十分裁判所においても留意されるべきところと考へます。

きましても、裁判所側の委員から、きわめてまれな場合しかそういう場合は起らぬであろうというようなことであり、かつ、その判断は、裁判官の判断によるものでございますので、ひとまず裁判官におまかせして、制度論としては、こういう制度を設けておく方がいいだろうということに結論として相なったような次第でございます。御了承願いたいと思ひます。

○委員長(青山正一君) 速記をとめて。

「速記中止」
○委員長(青山正一君) 速記を起し。

はかに御発言もないようでございますので、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(青山正一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青山正一君) 次に、亀田得治君、一松定吉君から、刑法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されておりますので、本修正案を議題といたします。

○委員長(青山正一君) 最初に修正案文を朗読いたします。

若干修正案の趣旨の説明をいたしました。三つの点について申し上げたいと存じますが、第一点は、一般論の立場から申し上げたいと思ひます。いわゆる毀棄罪は、個人利益の侵害であり、しかも非常に軽微な侵害であることが多いのであります。しかもそういう現象は、社会にはあちこちから、非常にたくさん常時発生しておるものであります。従つて、その被害者の申し出を待つて初めて国家権力が動くこともよいのではないかと。むしろそうしなければ、事実上国自体としても取り扱いかねるのではないかと。こういうことで毀棄罪というものが親告罪になり、また、このことは世界各国とも大体そういう考え方をとっております。若干例外はあるようでございますが、ほとんどの国ではそういう考え方で毀棄罪を親告罪にしておる。こういうわけですから、私はそういう法制上認められた世界的な通念、そういうものを今、日本で特に変えなければならぬという、若干の提案者の言ひ分はもちろんわかるわけですが、もっと視野を広げて考えますと、そこまでの重大な理由ではなからうというふうに考えておるのであります。

それから第二点は労働問題に關してであります。刑法の二百五十九条あるいは二百六十一条を非親告罪にしますと、資本家と労働者間の団体交渉などの際に、だれかが偶然的に起した毀棄、損壊の行為というものに対して、これらの法条が直ちに適用され、そうしてまあ悪くいたしますと、緊急逮捕の対象にまでされ、そうして結果的には、第三者から見ても非常に不公平という感じを与えるような争議に対する弾圧に悪用される、そういうおそれがあると思ひます。三つの点について申し上げたいと存じますが、第一点は、一般論の立場から申し上げたいと思ひます。いわゆる毀棄罪は、個人利益の侵害であり、しかも非常に軽微な侵害であることが多いのであります。しかもそういう現象は、社会にはあちこちから、非常にたくさん常時発生しておるものであります。従つて、その被害者の申し出を待つて初めて国家権力が動くこともよいのではないかと。むしろそうしなければ、事実上国自体としても取り扱いかねるのではないかと。こういうことで毀棄罪というものが親告罪になり、また、このことは世界各国とも大体そういう考え方をとっております。若干例外はあるようでございますが、ほとんどの国ではそういう考え方で毀棄罪を親告罪にしておる。こういうわけですから、私はそういう法制上認められた世界的な通念、そういうものを今、日本で特に変えなければならぬという、若干の提案者の言ひ分はもちろんわかるわけですが、もっと視野を広げて考えますと、そこまでの重大な理由ではなからうというふうに考えておるのであります。

その弾圧に悪用される、そういうおそれがあると思ひます。三つの点について申し上げたいと存じますが、第一点は、一般論の立場から申し上げたいと思ひます。いわゆる毀棄罪は、個人利益の侵害であり、しかも非常に軽微な侵害であることが多いのであります。しかもそういう現象は、社会にはあちこちから、非常にたくさん常時発生しておるものであります。従つて、その被害者の申し出を待つて初めて国家権力が動くこともよいのではないかと。むしろそうしなければ、事実上国自体としても取り扱いかねるのではないかと。こういうことで毀棄罪というものが親告罪になり、また、このことは世界各国とも大体そういう考え方をとっております。若干例外はあるようでございますが、ほとんどの国ではそういう考え方で毀棄罪を親告罪にしておる。こういうわけですから、私はそういう法制上認められた世界的な通念、そういうものを今、日本で特に変えなければならぬという、若干の提案者の言ひ分はもちろんわかるわけですが、もっと視野を広げて考えますと、そこまでの重大な理由ではなからうというふうに考えておるのであります。

その不便は一つ補つてもらうようにしてもらいたいと思ひます。まあ以上のようなわけで、刑法の改正というものはきわめて重大な問題でありまして、ともかくいろいろな疑問を残したまま刑法改正を押し切つていくということは、事柄の性質上はなだ適當ではなからうと思ひます。そういう意味で、親告毀棄罪、非親告罪にするというところは、現在の段階では多少早計ではないかと、まだ検討の余地が多分に残されている、こういうふうな感じを持つ次第であります。

以上のような理由に基きまして、この修正案を出したのであります。委員各位の御了承を得たいと存じます。

○委員長(青山正一君) ただいまの修正案に対し、別に御発言もなければ、これより刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、証人等の被害についての給付に關する法律案、刑法の一部を改正する法律案に対する修正案を一括して討論を行います。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○亀田得治君 私、刑法の一部を改正する法律案に対する修正案を除きまして、三案全部に賛成をいたします。修正案はもちろん賛成であります。その修正部分を除く点につきましては、若干意見を述べておきたいと思ひます。

まず、刑法百五条ノ二の点であります。これはいわゆる暴行団のお札参りを取り締まるためのものであります。これを乱用されますと、たとえば、労働組合の幹部が争議中に起きた刑事事件の調査をする行動、あるいは弁護士や新聞記者などが資料収集のためにする活動まで制約されるおそれがあると思ひます。提案者は、かかる行動にはもちろん適用されるものではないという御説明をされておりますので、私どもとしても一応その説明を信じて了承いたしました。存じます。

それから次に、百八十条の二項であります。これによりましていわゆる輪姦罪が非親告罪にされたわけでありまして、ただ、被害者から特に本件は公けにしてくる場合、こういう積極的な申し出がなされる場合には、その被害者の意思を尊重するような運用を考慮すべきものではないかと思ひます。

この点についても、刑事局長よりその趣旨には賛成であるという趣旨の答弁がありまして、これは今後の運用上十分気をつけてもらいたいという希望をこの際述べておく次第であります。

それから百九十七条ノ四の、いわゆるあつせん収賄罪の規定であります。構成要件が非常にしぼられ過ぎていて、こういう非難があります。あるいはまた、刑期の問題であります。これも質疑の過程で私もお尋ねしましたが、その質疑を通じてみましても非常に刑期が軽過ぎる、こういう感じがいたします。あるいは法文の中にある「請託」とか、「公務員」、そういうものについての法文解釈上の疑義が必ずしも完全に解消しておらない、あるいは第三者供賄罪の規定がない、以上のようないろいろのこれは不満はございます。政府側の方からいろいろ今後の意思表示等がありましたので、私としては、政府の今後の善処を期待して、

この点にも賛成をいたします。
それから二百八条ノ二の持凶器集合罪の点であります、この点についても「財産」あるいは「凶器」というような点の概念のほなはだあいまいの点もありませんが、労働運動をこれは目標としたものではなく、先般の別府事件のような暴力団同士のけんか、こういうものに対処しようとするものであるからという政府側の御答弁を一応了解いたしました、この点についても賛成をいたします。

それからなお、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、簡単に申し上げたいと存じます。

刑事訴訟法の改正については、こういう規定ができたからといって、いやしくも検察官や裁判官が安易に流れて、そうしてみだりに保釈を制限したり、被告人を退延させるごときことのないように、十分これは一つ注意をしてもらいたいと思っております。
で、保釈自身の問題は、これは検察官も初めから相当関与して行く問題であり、あるいは被告人退延の問題等につきましても、これは裁判所のやることであるから、検察官には関係がないようでありまして、実際の法廷の現場というものは、やはり検察官側からそういうふうな意見が出て、そうして裁判所もそういうふうな措置をとるといふうなことが多々ありまして、私はそういう意味で、これは単に裁判官だけでなく、検察側においてこそ、十分これらの規定の運用について、御注意を一つしていただきたいと思っております。ともかくこの刑事訴訟法の一部改正、これも刑法改正と同じように、暴力団のお礼参りとかそういういた

ようなことから、これが作られてきたものであるというのであれば、これら民がそのために不当な扱いを受ける、ひいては権利保釈制度、あるいは憲法三十七条の二項の精神、こういうものが破壊されるというふうなことがないように、この際希望を申し上げまして、刑訴の一部改正にも私は賛成をいたします。以上です。

○大川光三君 私、自由民主党を代表いたしました、ただいま議題となりました刑法の一部を改正する法律案のうち、修正部分を除く政府原案はか二法案に対して、賛成をいたします。

汚職、暴力の追放は、貧乏追放とともに、わが党年来の主張であります。今回政府提案の刑法の一部を改正する法律案において、あつせん収賄罪を新設し、暴力取締り関係としては、いわゆるお礼参りを処罰する規定を設け、さらに持凶器集合罪を新設し、また、輪姦の形態をもつてする強姦、強姦わいせつ罪等を非親告罪に改めるとともに、これに呼応いたしまして、刑事訴訟法については、お礼参りの権利保釈の制限、被告人の退席処置を講ずることなどの一部改正をなし、さらに、刑事事件の証人もしくは参考人、またはその近親者に対して、被害を補償するための給付に関する法律を新設することといたされましたが、これらはいずれもわれわれの主張をいれたものと存じまして、賛成を表するにやぶさかではありません。ただ汚職、暴力追放の目的達成のためには、法規の上にはいまだに満たされぬものがあると存じますから、政府におかれましては、この法律案の成立をもつて満足すること

なく、さらに必要なる法的処置を検討あらんことをこいねがひまして、賛成の討論を終ります。

○委員長(青山正一君) ほかに御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決を行います。

まず、刑法の一部を改正する法律案に対する修正案の問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青山正一君) 全会一致でございます。よって魚田、一松両君提出の修正案は可決せられました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた刑法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青山正一君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって修正すべきものと議決せられました。

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案の問題に供します。

本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青山正一君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、証人等の被害についての給付に関する法律案の問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青山正一君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致でござ

もつて可決すべきものと決定いたしました。

○大川光三君 私は、この際、刑法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかる付帯決議を付すべしとの動議をまず提出します。

よって私は、その付帯決議案の提案理由を説明いたします。

まず、本決議案を朗読いたします。

刑法の一部を改正する法律案附帯決議

本改正案の趣旨並びに経緯にかんがみ、政府は、特に暴力関係の罰則(第百五条ノ二、第二百八条ノ二)の運用にあつては、殊更に労働運動を抑制することのないように、警察活動の行過ぎを深く戒しめ、また輪姦贈賄罪については、政治活動を阻害しないように、その運用に留意するとともに、将来第三者供賄の処罰について検討すべきである。

右決議する。

ただいまの附帯決議案のうち、暴力関係の罰則としてカッコ入りで示しました第百五条ノ二は、すなわち今回新たに設けられますお礼参り禁止に関する罰則規定でございますが、この罰則規定の内容を検討いたしますと、自己若くは他人ノ刑事被告人ノ捜査若クハ審判ニ必要ナル知識ヲ有スト認メラルル者又ハ其親族ニ対シ当該事件ニ関シ故ナク面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス」かように定められている法規でございます。よって、この法規の解釈に当つて、あるいはこれが乱用されまると労働運動を抑制するような懸念なしとは考えられ

ません。

また、第二に申しました第二百八条ノ二の規定は、持凶器集合罪に関する規定でございますが、この持凶器集合罪の運用に当りましても、労働運動、大衆運動を抑制する懸念がないかという疑念がございますので、これらの法運用に当りましても、警察活動の行き過ぎを深く戒め、あくまでも基本的人權を尊重いたしますとともに、あつせん贈賄罪につきましても、政治活動を阻害しないように御留意をいた

きたいという趣旨でございます。

その他、決議案自体の文言を御覽察賜りまして、本決議案に御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(青山正一君) ただいま大川委員から提出の、刑法の一部を改正する法律案についての附帯決議案を議題といたします。

本附帯決議案を、刑法の一部を改正する法律案について当委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青山正一君) 全会一致でございます。よって本附帯決議案は、当委員会の決議とすることに決しました。

なお、本院規則百四条による本会議における口頭報告の内容、七十二条により議長に提出する報告書、事後の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(青山正一君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名

名を付することになっておりますか
ら、三案を可とされた方は、それぞれ
順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 大川 光三 一松 定吉
- 棚橋 小虎 宮城タマヨ
- 秋山俊一郎 雨森 常夫
- 大谷 豊潤 小林 英三
- 佐野 廣 安井 謙
- 赤松 常子 鳥田 得治
- 後藤 文夫 辻 武壽

○委員長(青山正一君) なお、先刻い
たしました刑法の一部を改正する法律
案の附帯決議につきまして、法務大臣
から所信をお述べ願いたいと存しま
す。

○國務大臣(唐澤俊輔君) ただいま御
決定に相なりました附帯決議につしま
しては、政府も全く同感でございます
て、将来その御趣旨を尊重して参りた
いと考えております。

附帯決議のうちで、暴力関係の罰則
の運用に当っては、ことさらに労働運
動を抑圧することのないように、警察
活動の行き過ぎを戒めなければならな
いという点、また、あつせん収賄罪につ
いては、政治活動を阻害しないよう
に、その運用に留意しなければならな
いという点、この二点につきまして
は、立案当ても全く同様の考えを持
ちまして、用語等につきまして十分注
意を払ったつもりでございますが、
法律となりました際におきましては、
その運用には、御趣旨に沿うように十
分注意をいたして参りたいと思いま
す。

それから第三者供賄に関して、新た
に罰則規定を置く必要があるかどうか
という点につきましても、将来十分慎

重に、また、熱心に検討いたしたいと
存じます。

○委員長(青山正一君) それでは次会
は、明二十三日、午前十時、訴訟費用
等臨時措置法の一部を改正する法律の
一部を改正する法律案、裁判所職員定
員法の一部を改正する法律案、恩赦法
の一部改正、請願全部を議題といたし
ます。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十九分散会